

～保険代理店に求められるRMの知識～

38

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業務を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行っている。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第38回 リスク対応⑥(5.5)

前回は、理念とビジョンの重要性と設定について説明させて頂きましたが、今回はそれらを達成するために必要不可欠な経営戦略と経営計画について説明させて頂きます。

どれだけ素晴らしい経営理念やビジョンがあったとしても、それがしっかりと現場の業務や意思決定に組み込めなければ、実態がどんどんあるべき姿（理念）や目指すべき姿（ビジョン）から乖離していくことになります。経営戦略・経営計画は理念やビジョンと現場を繋ぐ架け橋であり、それらが経営環境や組織力に応じて適切に作成され、運用されることが組織の存続・発展には必要不可欠です。（図1参照）

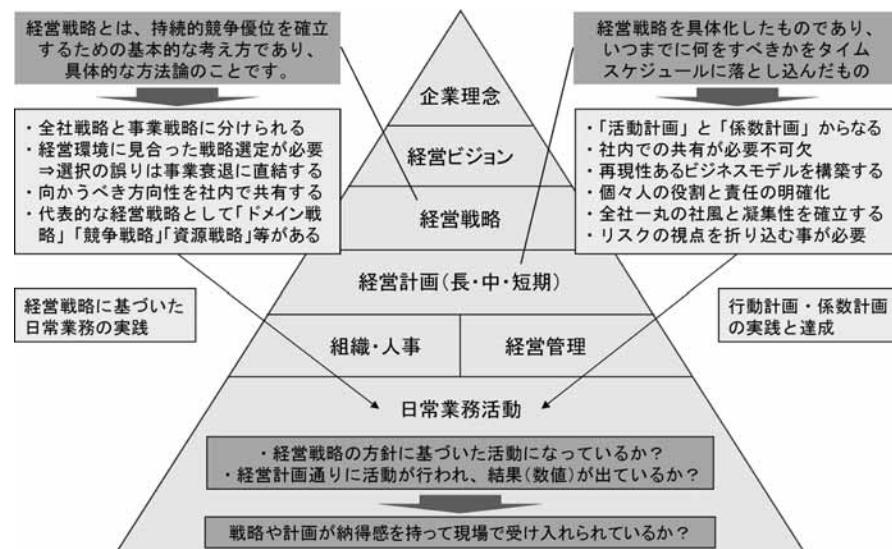
1. 経営戦略

経営戦略は、経営の最上位の概念である経営理念と経営ビジョンを具現化するための具体的な方法論を語ったもので、戦略を明確化することで、理念やビジョン達成のために向かうべき方向性を社内で共有することが可能になります。

逆に戦略を誤るということは、非常に大きなリスクであることを認識する必要があります。経営戦略は一般的に「全社戦略」と「事業戦略」の2つのレベルに分けられますが、「事業戦略」は組織内の特定の事業が発展するための戦略であり、細分化していくと営業や開発、生産といった機能分野別の戦略や地域別の戦略等が含まれます。

一方「全社戦略」とは多くの事業を持つ企業が各々の事業戦略より高いレベルで行い、持

図1：マネジメントの全体像とリスク対応



「相次相続控除」で税額を軽減

1次相続から10年以内に2次相続
が発生した場合に適用

祖父が亡くなり、高額の相続税を納税して間もなく父親が他界。相続人たる相続税を認めています。

相続税を免除する制度を設けています。これを「相次相続控除」といいます。

相続税を軽減する制度を設けています。これを「相次相続控除」といいます。

統的な競争上の優位性を確立するための方針の決定です。具体的には企業がどの事業領域（事業ドメイン）で戦い、どのような事業の組み合わせ（事業ポートフォリオ）を持ち、それらの事業の間でどのように持てる経営資源を配分するかを選定します。

経営戦略の決定は大きく企業の将来性を左右することから企業を取り巻く様々な環境を未来も含めて把握し、その時その時の時代環境に見合った戦略を選定することが求められます。

企業は経営環境や社会環境及び社内環境の変化に柔軟に対応して戦略を変えていく必要がありますが、それらの環境とミスマッチな戦略を選択してしまうと、たちまち企業は存在意義を失い、衰退の一途を辿ることになるため、慎重な判断が要求されます。経営戦略には「ドメイン戦略」「競争戦略」「資源戦略」等がありますが、それらの詳細な説明は経営環境リスクの説明の際にお話ししたいと思います。

2. 経営計画

経営計画は経営戦略を具体化し、数値や活動スケジュールに落とし込んだものであり、「活動計画」と「係数計画」からなります。

経営計画を作成することで、一人一人の役割分担や単年度の目標値が明確になり、全員の活動が理念に基づきビジョンに向かうことを可能にします。何となくうまくいっている企業もあると思いますが、存続・成長し続けるためには、再現性のあるビジネスモデルを構築する必要があります、計画を立てて実践することが求められます。

経営計画は理念やビジョンや戦略を最も現場に近いところから落とし込むものであり、より具体性を持っていることが求められます、経営計画の達成がしっかりと将来ビジョンの達成の一歩となり、未来に繋がっていることが大切です。

また、経営計画を作成することは未来を予測することに繋がり、未来にあるリスク（様々な環境変化や投資の必要性等）を認識し、素早い対応を可能にします。さらに、経営計画を社内で共有することで、目標や活動が明確になり、全社一丸の気風が生まれ、組織の凝集性を高めることにも繋がります。しかし、経営計画は作ることが目的ではありません。

大切なのは社員一人一人が経営計画を受け入れ、高いモチベーションを持ってそれぞれの役割を遂行することで、計画や目標を達成することです。目標の達成及び計画を実践するのは現場の社員であり、計画を現場に落とし込むことによって社員が自分自身の役割や存在意義を認識し、責任感を持って業務を遂行し、期待に応えることが自分自身の成長や会社の発展に繋がることをイメージさせたいと思います。

3. 保険代理店の役割

多くの企業は地震や火災、PL事故や労災事故といったような突発的な変化としてのリスクではなく、大きな意味で社会における存在意義を失うことによって倒産しています。

存在意義を失う理由は様々な環境の変化やそもそもそのビジネスモデルの問題もあると思いますが、それらの悲劇は戦略を間違えたか、戦略を具体的な計画に落とし込むことができずに、戦略通りに事業が進まなかったことによって起こっていることが多いと考えられます。経営戦略や経営計画の作成や現場への落とし込みの誤りを直接的にカバーする保険はありませんが、そういうリスクに備えてセーフティ一貫性や生命保険等を活用して将来のリスクファンドを構築するなどの提案をすることは必要と考えられます。

また、企業の存続と発展の支援をミッションとする保険代理店であるならば、それらの戦略や計画の策定に対してもリスクの視点から必要に応じてアドバイスをすることが求められるでしょう。

次回は様々な環境変化に対応し、どのように戦略を選定すべきかについて説明させて頂きたいと思います。

知ってトクする -908-

税務情報



「相次相続控除」で税額を軽減

1次相続から10年以内に2次相続
が発生した場合に適用

祖父が亡くなり、高額の相続税を納税して間もなく父親が他界。相続人たる相続税を認めています。

相続税を免除する制度を設けています。これを「相次相続控除」といいます。

相続税を軽減する制度を設けています。これを「相次相続控除」といいます。

相次相続控除とは、一次相続で財産を取得した人が10年内に死亡して、新たに二次相続が起つた場合、二次の相続税負担を軽減する制度を設けています。これを「相次相続控除」といいます。

相次相続控除とは、一次相続で納稅された金額のうち、1年に相続税額から控除される特例を受けたことにあります。相次相続控除の発生した場合は、その相続人が10年内に死亡した場合に、その相続人に相続税が発生しても相次相続控除を受けることはできません。

相次相続控除とは、一次相続で納稅された金額のうち、1年に相続税額から控除される特例を受けたことにあります。相次相続控除の発生した場合は、その相続人に相続税が発生しても相次相続控除を受けることはできません。

計算方法